

## ◆よくある質問（Q&A）

（令和8年6月3日現在）

### ○商品券配布関連

Q.1	<b>商品券の配布対象者は誰になりますか？</b>
A.1	令和8年1月1日時点(基準日)で、八街市の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。
Q.2	<b>商品券はどのような方法で配布されますか？また、いつ頃届きますか？</b>
A.2	住民票の住所へ、世帯主様宛に世帯員分をまとめてお届けします。お届けは郵便局を通じて順次発送していましたが、5月31日に郵送が完了しました。
Q.3	<b>商品券が届かないのですが？</b>
A.3	商品券は、住民票の住所へ、世帯主様宛に世帯員分をまとめて順次発送していましたが、5月31日に郵送が完了しました。 まだお手元がない場合は、まず、ご家族の方が受け取っていないか、また、郵便受けの中をご確認ください。見当たらない場合は、下記の間合せ先へご連絡ください。
Q.4	<b>家庭の特別な事情により、別に居住しています。世帯主宛と別に送ってほしいのですが？</b>
A.4	令和8年1月1日が基準日となりますが、商品券の発送準備に時間がかかりますので、3月31日（火）までに商工観光課へご連絡ください。 ※特別な事由のある場合のみの対応となりますので、ご了承ください。
Q.5	<b>令和8年1月1日以降に引っ越してきた・生まれた場合はどうなりますか？</b>
A.5	対象外となります。
Q.6	<b>商品券の金額はいくらですか？</b>
A.6	1人あたりの商品券の金額は、500円券×6枚で3,000円になります。
Q.7	<b>商品券はいつからいつまで使えますか？</b>
A.7	令和8年5月13日(水)～令和8年9月30日(水)までご使用いただけます。
Q.8	<b>商品券はどこのお店で使えますか？</b>
A.8	八街市生活応援商品券取扱加盟店のポスターやステッカーが掲示されているすべての加盟店舗でご使用いただけます。 商品券を郵送する際に、取扱加盟店のチラシを同封します。また、取扱加盟店舗の募集を随時行っておりますので最新の情報は「八街市生活応援商品券公式ページ（特設サイト）＜外部リンク＞」をご確認ください。
Q.9	<b>商品券で支払えないものはありますか？</b>
A.9	出資、有価証券の購入、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、たばこ(電子たばこ含む)、換金性の高いもの(切手、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、はがき、印紙、電子マネー等)、公共料金の支払い、税金などには使用できません。

## ◆よくある質問 (Q&A)

(令和8年6月3日現在)

Q.10	お釣りは出ますか？
A.10	お釣りは出ません。額面と同額でご利用いただくか、額面以上のお買い上げにご利用ください。額面以上の場合は不足額を現金等でお支払いください。
Q.11	商品券は他の商品券や割引券との重複利用はできますか？
A.11	各店舗によって対応が異なるため、使用店舗にご確認をお願いします。
Q.12	商品券を紛失した場合に、再発行してもらえますか？
A.12	紛失、盗難等による再発行は行いません。
Q.13	商品券を使った後、利用明細書やレシートはもらえますか。
A.13	商品券を使った際には、通常の購入と同様にレシートがもらえます。

### ○取扱加盟店舗登録関連

Q.14	取扱加盟店舗の申し込み・期限は？
A.14	<p>八街市ホームページ内に掲載してあります、「八街市生活応援商品券公式ページ(特設サイト)〈外部リンク〉」よりお申し込みください。令和8年9月30日(水)まで随時受け付けております。</p> <p>取扱加盟店舗の登録は原則インターネットによる申請(オンライン申請)となりますが、インターネット環境がない場合にはお問合せください。</p> <p>なお、取扱加盟店舗に登録する際には、取扱店舗登録画面内にあります、募集要領の内容をご確認のうえお申し込みください。</p> <p><u>※3月19日(木)17:00までの申込み店舗については、パンフレットに店舗名等を掲載し市民へ配布しますが、それ以降の申込みについては、「八街市生活応援商品券公式ページ(特設サイト)〈外部リンク〉内の「取扱店舗一覧」のみの掲載となりますので、あらかじめご了承ください。</u></p>
Q.15	取扱加盟店舗の申し込みをすれば、商品の販売をしても良いですか？
A.15	<p>取扱加盟店舗の申込みをされた方は、市が取扱加盟店舗として審査・承認した後に「商品券取扱加盟店登録証」、「マニュアル」、「ポスター・ステッカー」、「商品券回収(換金手続き)キッド」などを送付します。</p> <p>商品券の使用期間が令和8年5月13日(水)～令和8年9月30日となっておりますので、その期間内で販売を行ってください。</p>
Q.16	商品券事業に関する問合せ先を教えてください。
A.16	<p><b>【令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)まで】</b></p> <p>八街市生活応援商品券事業コールセンター              (八街市が業務を委託している近畿日本ツーリスト(株)千葉支店内)              ☎043-227-5511 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝休日を除く)</p>